

管理 No.	問合せ箇所	Q:質問	A:回答
2 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)			
MLS-1	4-4 出来形計測箇所	<p>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) P34には、「設計面に対する除外範囲の割合が10%を超えないものとする」と明記されています。</p> <p>Q1 この設計面の面積の定義は、以下のどれでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none">① グリッド点数(赤の破線)※出来形の評価対象の面積② グリッド中心に設計面のあるグリッドの面積(水色の破線)③ 設計面(図の緑の面)の平面積 <p>Q2 除外範囲の10%についてですが、除外範囲の合計がQ1 で決まった面積*0.1 で計算した値未満であればよいのでしょうか。</p>	<p>Q1 「③設計面(図の緑の面)の平面積」を「設計面の面積」として使用してください。</p> <p>Q2 面積*0.1 の値“以下”であればよいということです。</p>